

「澤井河川塾」近畿通信 Vol. 4 1 & 4 2  
( N P O 法人 近畿水の塾 )

////////////////////////////////////  
「第 2 回自然再生法連続シンポジウム」開催  
////////////////////////////////////

**【前回河川塾の内容】**

第 3 9 回澤井河川塾「近木川河口部汽水ワンドの公開実験」

日時：平成 1 6 年 3 月 1 7 日（水）1 9 時から公開実験  
場所：摂南大学工学部 C 科共通実験室（2 号館 1 階）  
参加：久保田洋一、左近重信、白木江都子、白木 茂、福廣勝介、大阪府  
3 名（非会員）



今回の澤井河川塾は、摂南大学の実験室にお邪魔しての公開実験で、澤井ゼミの富田忠明君と濱和義君には「土木工事」や「雨降らし」で大変お世話になりました。

実験は、実験室に作られた近木川河口部の 200 分の 1 の模型に、過去 10 年間の降雨データに基づいて模擬的に水を流して行われました。

個人的に考えていた実験の目的は、「既存堤防を残す」ことによって、

- ・ 多様な環境創造の可能性を探ること
- ・ 既存環境への工事の影響を低減させる方法
- ・ 潮汐の影響を含めて、ワンド内の富栄養化を押さえること

などです。実験は、a . 既存堤防を全て取り払った場合、b . 上流部を少し残した場合（写真中） c . 中央部を残した場合（写真下）の 3 つのケースについて行われました。

**多様な環境創造の可能性**

既存堤防を全て取り払っても一部残す方法（a . b . c とも）でも、干潟や淵ができる可能性があることがわかりました。ただし、淵は護岸構造に因るところが多く、水衝部の護岸を前もって深くするなどの工夫が必要なようです。干潟はできそうですが、フラッシュがかかりにくく維持が難しい印象を受けました（特に最奥部は早期陸化か）。

**既存環境への工事の影響を低減させる方法**

ワンド予定地の対岸には、ハクセンシオマネキ（泥質地のカニ）の生息する干潟やイセウキヤガラ（抽水植物）の見られる低湿地が見られ、これは近木川河口では唯一のものです。川幅が狭いため工事の影響は避けられないと考えられますが、今回の実験では工事の影響がどう出るか、また影響を低減させる確実な方法も見つかりませんでした。

**ワンド内の富栄養化抑制**

水底の適度な富栄養化は生物を育むが、過多になると酸欠状態となってヘドロ化し生物を死滅させます。これを防ぐには、適度な出水によるフラッシュや海水の干満の差による吸引を期待する必要があります

ますが、これらを解明するには、さらに精度の高い実験が必要と思われました。

いずれにしても、澤井塾頭が言われるように実験では「淵ができるか、干潟ができるか」といった傾向をつかむことはできても、その深さや広がりや予測することは困難なようです。また微細な地形の襲や植物連鎖の成立時間を考えると、縮小された地形や短縮された時間では予測できないのが「生きもの空間の創造」だと思いました。

「生きもの空間の創造」過程で何が起こるかは予想できません。土木工学的な実験結果を現場に持ち込むのではなく、現場で得られた生物的知見を「実検」することから始める必要があるようです。

それにしても子どもの頃、川の中で一日中、石を並べ、泥をこねて流れを変える「川遊び」が、今では「河川実験」になり、しかし、「遊び」では川を見てから石を並べたのに、「実験」では石を並べてから川を見るのかと、妙な感動を受けました

(白木 茂・記)。

## 【第2回 連続自然再生シンポジウム 報告】

日 時：平成16年3月13日(日) 13:30~16:30

場 所：UFJ総研

テ マ：「自然環境権と自然再生推進法」

話題提供：池上徹さん(弁護士)、佐藤寿延さん(環境省)

「自然環境権と自然再生推進法」

話題提供：池上徹さん(弁護士)

生活空間に関わる法は公害法から始まった。が、もともと森林山野は公害法の対象から外れていた。その後できた自然環境保全部は原生自然環境保全地域(景勝の地、特殊な地域)の自然を守るものであり、生活環境の自然からは外れたものであった。その後できた環境基本法では生態系の多様性、多彩な自然環境の体系的な保全を挙げている。

いままで憲法で環境権が認められているというのは、憲法13条幸福追求権と25条生存権その両方から求められる(2重包装論?)という形になっている。

人格権との違いは私権の有無?各個人の利益の侵害を理由として差し止めできるかどうかである。

自然環境権確立について 国会で採択し立法に行く前に関係省庁に連絡が回る。すると 後回しにされあやふやにされるケースが多い。したがって、政府立法の場合は所管省庁が各省庁を集めて議論するのでなかなか前に進まないが、議員立法の方は立法府と行政府は違うため進めやすいといえる(内容的には雑だという意見もあり)。ただし、法制局がサポートに入りチェックを入れている。環境アセスメント法の場合は制定されるまで23年かかった。世界の国々が確立しているという事実が、政治社会的にプレッシャーを与えていた。ちなみに法律を提案するには衆議院20人参議院では10人の賛同がいり、国会の前に委員会においての賛同が必要とされる。

環境基本法において9条で環境管理環境保全は国民の義務であり国民は基本理念にのっとり・環境施策に協力する責務があるというようなことが言われている。

環境法令での最上位法令は憲法である。

自然環境権とはどの地域にすんでいる人でも、日本のいずれの地域においても自然の恵みを受けられる権利である。人格権を通じて個人の被害という位置付けで公共的な自然環境を問題とした時、今の司法救済は役に立たない。景勝の地と言うより地域の人々の大事な自然について、例えば九州のことについ

て関西の人々が意見を発する権利という、そういった発言権を確立するためのものである。全世界の人が対象に権利をもつことになるが、主権国家の領域内にある制度なので、基本として日本のことは日本国民対象となっている。

法律になるとしたら環境基準法の9条に入ることになる。

制度として環境訴訟といううごきを今後定着させるべきである。

自然環境権は裁判規範としても訴えの利益につないでいけるものであり、市民に環境を考えさせる尖兵的な役割と考えており、公益なものに適用できるのだからこれができるれば人工的な生活環境といった私的なものならもっとできるようになる。

「自然のままの環境も人工的な環境も守り享受する権利がある」

国連の人間環境会議（1972年ストックホルム）より

[記録担当：摂南大学 冨田]

## 【マイリバー／川びと】

<マイリバー紹介> 「第二寝屋川・平野川」

南 隆雄

私の生まれ育った城東区は、名前のとおり大阪城の東に位置し、かつては旧大和川流域の低湿地帯で、東西に寝屋川、第二寝屋川、南北に城北川（城北運河）、平野川、平野川分水路（城東運河）と多くの川が流れています。

子供のころ、家から最も近い第二寝屋川は、メタンガスが湧いて雨でもないのに川面に波紋ができていました。また、直立護岸で水面が地表より高いため、橋の上からしか川が見えないこともあって川で遊ぶことはありませんでした。しかし、ハイキングやキャンプに行くようになっていろいろ川に触れ、この川も何とかならんかと思っていたことが、環境を学んで職業にした原点なのかもしれません。

ただ、いいこともありました。橋の上から天神さんの花火が見えるので、暑い大阪の夏の夕涼みになりました。ここ最近では、水質も改善されつつあり、水面に浮かぶ水鳥に欄干からエサをあげる人、釣りを楽しむ人など、川とつきあう人々が見られます。

現在は城東区の南隣の東成区に住んでいますが、すぐ横を平野川が流れています。平野川は第二寝屋川と同じように直立護岸で水もきれいとはいえませんが、この3月に、東成区役所が水都リネッサンス大阪にあわせて企画したイベント“船からの平野川ウォッチング”に、川を間近に、また、川から街を見たかったこともあり参加してきました。

当日配付資料には「実際に肌で感じてもらい、今後住民が川とどう関わっていけばいいのか考えてもらおうと企画しました。」とあり、気楽に参加していいのかなと思いつつ、コース終盤で『もう一回行かなあかんのや。参加する人がおんのやな。』とつぶやいた作業船の方に同感しながら、2班各2隻分の参加者自体が大きな成果ではないかと思いました。

学生の時に、講義で出たレポートに「第二寝屋川も蓋をすれば下水道」と書いたことがあり、その時は半分正直な気持ちでした。それが原因でその単位を落としたと思っていますが、もっとよく考えるということなのでしょう。

これまで川のイベントにかかわってきましたが、今回住民として参加したことで、「住民としてどう川に関わっていくか」というテーマを再認識させてもらった気がしました。

## 【編集後記】

4月から、事務局にバトンタッチを受けて河川塾通信を澤井河川塾担当の西河が編集・お届けしておりますが、早速、発信が大変遅くなって申し訳ありません。そのため予定していた4 1号と4 2号が合冊担ってしまったことをこの場を借りてお詫び申し上げます。

事務の処理上、河川塾通信は簡略化させて頂き、河川塾の案内はML・HPでアップ、河川塾の報告は河川塾通信としてHPでアップ、マイリバーは数珠繋ぎで順番に次の方を指名し、不定期にHPアップしたいと思います。併せて宜しくお願いします。

また、NPO 近畿水の塾の事務局は5月より摂南大学工学部 都市環境システム工学科 澤井ゼミに置く事になりました。事務局の引越しや引継ぎなどで会員の皆様に暫くご迷惑をお掛けするかとと思いますが、ご了承の程お願いいたします。

\*\*\*\*\*

N P O 法人近畿水の塾

Tel090-4908-8684 Fax072-839-9124

E-mail [mizunojuku@yahoo.co.jp](mailto:mizunojuku@yahoo.co.jp)

HomePage <http://www.geocities.jp/mizunojuku/index.html>

\*\*\*\*\*